

令和8年3月18日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長

加納 康 至

〔公印省略〕

EMIS 医療機関基本情報の入力について

平素は本会事業の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県衛生主管部(局)宛に標記の事務連絡が発出されました旨、日本医師会を通してご案内がありました。

EMIS（広域災害・救急医療情報システム）の医療機関基本情報は、災害時に被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に繋げるために必要不可欠な情報であり、当該情報については令和7年度も G-MIS（医療機関等情報支援システム）を活用して調査が実施されています。

当該調査の必須項目に未回答の項目がある医療機関（病院及び有床診療所。以下同じ。）があり、災害に備えた情報収集に懸念が生じていることから、今般、厚生労働省から各都道府県に、管内の医療機関に対し本情報の重要性を改めて周知すること並びに、必須項目について EMIS の画面からの入力（EMIS 画面からの入力が難しい場合は、情報を入力したエクセルファイルの提出）により、今年度中に確実に情報が収集されるよう指導することが依頼され、管下の全ての医療機関の入力完了を確認した上で、令和8年3月31日(火)までに厚生労働省に対して報告することが求められております。

なお、本医療機関基本情報の入力については、今後、医療法第25条に基づく立入検査調査項目に盛り込む予定とされており、盛り込まれた後に所定の入力がなされないときには、医療施設名が公表される場合があるとのことです。

EMIS 画面からの入力が難しく、エクセルファイルで提出される場合、入力用エクセルは特定の項目に絞ったものとされていることから、全項目に回答したとしても EMIS のダッシュボードには「未入力の項目があります」と表示されるとのことです。

また、EMIS 医療機関基本情報は、本来、その全てに入力が必要な項目であるため、入力用エクセルの全項目に回答した場合であっても、不足する項目については追って EMIS 上へ入力するよう、併せて都道府県には指導が求められております。

本件につきまして、大阪府内の対象医療機関（調査未回答の病院及び有床診療所）には、保健所を通じて通知されております。

貴会におかれましても、ご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。